

大阪市水道局 特名随意契約結果（工事請負・修繕請負）（少額随意契約を除く）

6 月分

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由(注1)</a> <a href="#">(随意契約理由番号)</a>	WTO
1	柴島浄水場無停電電源設備整備修繕	諸設備工事	大阪市東淀川区 柴島1-3-14	株式会社ジーエス・ユ アサフィールディングス 関西支店 支店長 山 田 伸一	¥1,382,400	令和1年6月13日	地方公営企業法施行令第21 条の14第1項第2号	K6	-
2	柴島浄水場総合管理棟事務所 空気調和設備修繕	諸設備工事	大阪市東淀川区 柴島1-3-14	ダイキン工業株式会社 支店 西日本サービス 部長 東野 哲弥	¥1,353,240	令和1年6月24日	地方公営企業法施行令第21 条の14第1項第2号	K6	-

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

柴島浄水場無停電電源設備整備修繕

### 2 契約の相手方

株式会社ジーエス・ユアサフィールドディングス

### 3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場下系高度浄水処理棟に設置している無停電電源設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものです。

当該設備は、株式会社ジーエス・ユアサパワーサプライが自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものを自社で生産していることから、修繕により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要があります。

現在、当該設備の事業については、平成22年に株式会社ジーエス・ユアサパワーサプライから株式会社GSユアサに社名変更し、平成30年に当該設備の修繕業務を株式会社ジーエス・ユアサフィールドディングスへ移管されています。同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は、株式会社GSユアサより修繕業務を移管されている株式会社ジーエス・ユアサフィールドディングスのみです。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

柴島浄水場総合管理棟事務所空気調和設備修繕

### 2 契約の相手方

ダイキン工業株式会社

### 3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場総合管理棟事務所系統空気調和設備の室外機が破損し運転不可能となっていることから、修繕を行うものです。

今回の修繕については、空調室外機の主要部品となる圧縮機並びに制御装置（インバータ、プリント基板）等を交換する大規模なものです。

当該空気調和設備は、ダイキン工業株式会社が独自に設計・製造したもので、今回のような大規模な修繕にあたっては、修繕内容並びに修繕後の一貫した責任と性能の保証について、製造者のみが有する当該設備に関する専門の知識と技術が必要です。

また、当該修繕で施工する部分は、既設部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外が施工した場合、既設設備等の使用においてトラブルが生じた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがあります。

さらに、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、今回のような大規模な修繕内容の場合、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者はダイキン工業株式会社です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）